

京都市告示第693号

平成27年10月30日京都市告示第425号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成28年4月1日から次のように改めます。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

「

西野山市営住宅	第1棟	108号	0.9520
		その他	0.8320

」

を

「

西野山市営住宅	第1棟	108号及び504号	0.9520
		その他	0.8320

」

に、

「

西野山市営住宅	第3棟	407号	0.9520
		その他	0.8320

」

を

「

西野山市営住宅	第3棟	206号、407号及び504号	0.9520
		その他	0.8320

」

に、

「

西野山市営住宅	第5棟	102号	0.9520
		その他	0.8320
	第6棟		0.8320

」

を

「

西野山市営住宅	第5棟	102号及び501号	0.9520
		その他	0.8320
	第6棟	107号	0.9520
		その他	0.8320

」

に,

「

西野山市営住宅	第8棟	203号, 205号及び505号	0.9520
		その他	0.8320

」

を

「

西野山市営住宅	第8棟	108号, 203号, 205号及び505号	0.9520
		その他	0.8320

」

に,

「

崇仁市営住宅	第52棟及びM2棟		0.9050
	W1棟		0.9028

」

を

「

崇仁市営住宅	第 52 棟及び M2 棟		0.9050
	第 53 棟		0.9085
	W1 棟		0.9028

」

に,

「

川西市営住宅	第 1 棟	306 号, 402 号, 406 号, 408 号及び 511 号	0.9710
		その他	0.8510
	第 2 棟	101 号から 105 号まで, 201 号から 205 号まで及び 207 号	0.9010
		206 号及び 208 号	1.0210
		305 号, 402 号, 502 号, 504 号, 505 号 及び 507 号	0.9710
		その他	0.8510

」

を

「

川西市営住宅	第 1 棟	306 号, 402 号, 405 号, 406 号, 408 号 及び 511 号	0.9710
		その他	0.8510
	第 2 棟	101 号から 105 号まで, 201 号から 205 号まで及び 207 号	0.9010
		206 号及び 208 号	1.0210
		305 号, 401 号, 402 号, 408 号, 502 号, 504 号, 505 号及び 507 号	0.9710
		その他	0.8510

」

に、

「

石田東市営住宅	第5棟	101号から106号まで及び201号から207号まで	0.8052
		107号	0.9252
		301号, 404号, 407号及び503号から506号まで	0.8752
		その他	0.7552

」

を

「

石田東市営住宅	第5棟	102号から106号まで及び201号から207号まで	0.8052
		101号及び107号	0.9252
		301号, 404号, 407号及び503号から506号まで	0.8752
		その他	0.7552

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)